

2024年度(令和6年度)
神戸市バスと民間バスの運賃・サービス統一化等
プロモーション企画業務

委託仕様書

神戸市交通局

1 委託業務の名称

神戸市バスと民間バスの運賃・サービス統一化等プロモーション企画業務

2 委託期間

契約締結の日から2025年(令和7年)1月31日まで

3 目的

神戸市域では、神戸市バスの他に複数の民間バスが協力し、きめ細やかな路線バスネットワークを提供している。

その中で、バス利用者の利便性向上・利用促進を図るため、神戸市バスと神姫バス(一部路線に限る)は、令和2年4月に「エコファミリー制度」を、そして令和3年4月には「普通区定期券」の共通化をスタートした。また、本年10月には「乗継割引」を、将来的には「ポイントサービス」を共同で運用することで、シームレスなサービスの提供を目指している。

このように、神戸市バスは、民間バス事業者へのシームレス化の拡大による、利用者が運行事業者を意識せずに乗車することができる「神戸のバス」の実現を目指している。

このような取り組みを、神戸市バスや神姫バスを利用される方を中心に知っていただくため、本事業に関する広報プロモーションを実施し、神戸市バスをはじめとする神戸市内のバスの利用促進につなげることを目的とする。

4 委託金額

上限額：33,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)

※企画・製作費の上限額を11,000,000円、広報費の上限額を22,000,000円とする。

※本件は国庫補助事業であり、交付決定額により上限額が変動することがある。

5 委託業務の内容

(1) 企画・デザイン製作、プロモーションの実施

① 仕様内容

- 神戸市が目指す姿である、利用者が運行事業者を意識せずに乗車することができる「神戸のバス」について、ヒアリングを実施し、それらを客観的に捉えたうえで、言語化、ビジュアル化すること。
- 上記のプロモーションに加え、新たに共通化、拡充を予定している「乗継割引」や「ポイントサービス」等の個別サービスにかかるプロモーションを実施すること。
- サービスの理解によりバスの利用促進につながるよう、神戸市に居住する人や、

神戸市に通勤・通学する人、神戸市に買い物や観光等で来神する人などに届く、広報プロモーション企画を提案すること。また、企画提案した広報物のデザイン製作を行うこと。

- 特に、神戸市バス沿線や神姫バス沿線など、プロモーション時点で、シームレスなサービスを楽しむことができるエリアには、重点的に展開すること。
- バスや駅等における広告のみならず、SNS等を活用したプッシュ型のプロモーションなど、新たなプロモーションについても積極的に提案すること。
- 受託者が企画・立案したプロモーション案の解説や効果的な実施方法（広報媒体等）を検討するため、本業務期間中、必要に応じて本市職員との打ち合わせを実施すること（委託期間中に2～3回程度を目安とする）。
- 本業務にかかるデザインの提案、製作、印刷、掲出及びその他調整業務全てを受託者で対応すること。なお、当該プロモーションを目的とした特別なHPサイトの構築は特に必要としていない（必要に応じて本市のCMS上に構築する）。
- プロモーションは一度の実施のみではなく、広告内容を一部更新の上、複数回（例：9月、11月、1月等）に分けて実施すること。

② 業務に係る留意点

- 製作物の所有権、著作権等すべての権利を神戸市交通局に譲渡すること。
- 確認用のPDFデータに加え、A Iデータ（未アウトライン）の譲渡および、使用にあたってのレギュレーションを作成すること。
- 書体は納品可能なフォントまたはAdobe Fontsとすること。
- 委託金額には、本業務にかかるデザインの提案費、製作費、印刷費、広告掲出費及びその他雑費全てを含むものとする。ただし、下記に掲げる広報媒体は無償で活用できるものとする。
 - ・神戸市交通局ホームページ
 - ・神戸市交通局公式SNS（Facebook、Instagram）
 - ・神戸市交通局公式YouTubeアカウント（神戸市交通局沿線NAVI公式チャンネル）

(2) プロモーション実施後の効果持続に向けた提案

受託者が企画・立案したプロモーション実施による広報効果を一過性に終わらせず、可能な限り持続させるための将来に向けた提案をあわせて行うこと。

6 成果物

前項（1）（2）をまとめた企画書を電子データ(PDF)で本市に提出すること。

7 実施報告書

契約期間中に1回以上、進捗状況の中間報告書を作成し、電子データ(PDF)で神戸市交通局に提出すること。

本業務終了後、業務全体の実施概要および実績等を含む業務実施報告書を作成し、電子データ(PDF)で神戸市交通局に提出すること。

8 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する統括責任者をおくこと。

9 留意事項

- (1) 製作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- (2) 本業務に関する所有権や著作権は、原則としてすべて神戸市交通局に帰属する。
- (3) ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利保有物」)については、受託者に留保するものとし、この場合、神戸市交通局は権利保留物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (4) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (5) 広報実施のために製作する有体物及び無体物一式を、神戸市交通局が指定する日までに指定場所に納品すること。
- (6) 原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、神戸市交通局の承諾を得たときは、この限りではない。
- (7) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については神戸市交通局と受託者とが協議して定めるものとする。